

令和5年度在宅介護複合施設ほづみ事業計画

社会福祉法人 庄内福祉会

1. 基本方針

- ① 新型コロナウイルスの感染対策を行い、特にクラスターの発生を防止しつつ、社会全体の状況を見極めながら事業運営の回復を図り、利用される方々の楽しみでもある行事の再開を目指す。
- ② 豊かな自然環境の中で、利用者、高齢者が求める安心で快適な潤いのある自立した日常生活の支援、及び介護予防に努めるとともに、高齢者を支える家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。また、地域の人たちに感謝し、親しまれる在宅介護支援事業を行う。
- ③ 有事を想定した業務継続計画（BCP）の策定。感染症や災害が発生した場合でも、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築する。

2. 重点実施事項

- (1) 地域における福祉活動の取組
- (2) 介護保険制度を理解した上でニーズに応じたサービスを提供する
- (3) 法令遵守と事業運営の透明性の向上
- (4) 非常災害対策計画（防火、風水害、地震）における訓練の実施
- (5) 送迎中の交通安全（無事故）の徹底
- (6) 身体拘束原則禁止及び高齢者虐待防止の理解と徹底（虐待防止委員会の設置）
- (7) 感染症（新型コロナウイルス、ノロウイルス、インフルエンザ等）予防の強化
- (8) 年間を通じた計画的な研修の他、各事業所にて抽出した課題により研修を行い、職員個々及び事業所としてのスキルアップに努める
- (9) 職員の安全を確保し、安心して働き続ける事ができる労働環境の構築（ハラスメントの防止）
- (10) 5S活動による職場環境整備を行い、清潔で明るい施設を継続する
- (11) 介護福祉士を目指す職員に対する実務者研修受講の支援
- (12) ホームページの更新など積極的な情報開示に努める

3. 実施事業

(1) (介護予防)短期入所生活介護事業

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮する。また、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。ユニット方式の特徴を活かしたふれあいと家族的雰囲気環境づくりに努めながら利用者の意思、人格を尊重し利用者それぞれのプライバシーに配慮した快適な生活を支援する。

〈具体的取り組み〉

- ① 施設の基本ケアである水分、食事、排泄、運動による自立支援ケア
- ② アセスメントの重要性を理解した、統一されたケア
- ③ 地域社会における多様なニーズの受け皿としての役割を意識する
- ④ 地域の学校行事による交流とふれあいや、閉じこもり予防のために積極的な外出を取り入れる

- ⑤ 居宅介護支援事業所への情報発信、営業に努め、安定した事業運営を維持する

(2) 通所介護事業

通所介護に求められる機能として、生活機能の維持・向上を掲げ、機能訓練を行う事で在宅にて自立した日常生活を継続できるように支援を行う。また、定期的な外出を取り入れ日常生活の行動範囲を狭めず且つ目標に対する意欲が低下しない様、心身のリフレッシュも含めた活動を行う。

〈具体的取り組み〉

- ① 介護保険制度と報酬を意識し、質の高いサービスを提供する
- ② 地域の通所介護事業の特性を活かすことを考え、学校行事参加やボランティア慰問のほか、地域住民への周知、交流を行う
- ③ 利用者自身が楽しい集いの場として認められる、活気に満ち溢れた事業所をつくる
- ④ 居宅介護支援事業所への情報発信、営業に努め、安定した事業運営を維持する

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業（第一号通所介護事業）

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らして行ける様、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを理解する。

また、総合事業における第一号通所介護事業所として、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となる事の予防の為、適切なサービスの提供に努める。

〈具体的取り組み〉

- ① 自立した生活ができるよう適切なケアプランによる機能回復訓練を行う
- ② 要支援状態の軽減又は現状維持の為の機能訓練及びアクティビティにより心身機能の活性化を図る
- ③ 西荒瀬地区の拠点となるべく、周知及びPR活動を行う

(4) 居宅介護支援事業

常に利用者の立場に立って、利用者がより良いサービスが受けられるように、利用者、家族、サービス提供者と協力し、介護サービス計画のもとサービスの管理、調整を行う。

〈具体的取り組み〉

- ① 介護支援専門員の上級資格である主任介護支援専門員として、更なるスキルアップに努めるほか、他のケアマネジャーとの研修や交流を図る
- ② 医療機関、居宅サービス事業所との意識の共有(連携)を図る
- ③ 地域包括支援センターにおける地域ケア会議等への参加
- ④ 保険者からの要介護認定調査の委託における公平な調査とともに、知識を深める為の研鑽に努める